

平成 13 年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について

平成 14 年 12 月 6 日 (金)

環境省環境管理局

総務課ダイオキシン対策室

室長 関 莊一郎 (内6532)

補佐 土屋 雅子 (内6579)

環境省環境管理局水環境部

水環境管理課

課長 仁井 正夫 (内6630)

補佐 足立 晃一 (内6637)

土壌環境課

課長 由田 秀人 (内6650)

補佐 瀬川 雅裕 (内6653)

環境省は、都道府県及び政令市（計 87 地方公共団体）からの報告に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間を対象に、ダイオキシン類対策特別措置法の施行状況等を取りまとめた。

1 特定施設数（平成 14 年 3 月 31 日現在）^{*1}

大気基準適用施設 : 18,315 施設（事業場数 14,205）

水質基準対象施設 : 4,253 施設（事業場数^{*2} 2,343）

*1 鉱山保安法等他法で取り扱われる施設を含む。 *2 水質基準適用事業場

2 規制事務実施状況（平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）

立入検査件数 : 14,367（大気基準適用施設） 2,189（水質基準適用事業場）

指導件数 : 14,630（大気基準適用施設） 568（水質基準適用事業場）

命令件数 : 12（大気基準適用施設） 4（水質基準適用事業場）

3 自主測定結果報告状況（平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）

大気基準適用施設 : 報告件数 12,535（報告対象施設数 19,464）

水質基準適用事業場 : 報告件数 748（報告対象事業場数 926）

4 土壌汚染対策の状況（平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）

対策地域の指定 : 1 件

対策計画の策定 : 1 件

1. はじめに

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を、都道府県及び法に基づく政令市（以下「政令市」という。）計87地方公共団体からの報告に基づき、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間を対象に取りまとめた。

2. 特定施設の届出状況

全国の大気基準適用施設及び水質基準対象施設に係る届出等の状況は、以下のとおり。なお、水質基準対象施設については、法に基づく届出と瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）^{注1)}に基づく許可等とを合わせた件数である。また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注2)}を加えた施設及び事業場の数を計欄に掲げた。

注1) 瀬戸内海関係13府県の区域においては、工場・事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可を受け、又は届出を行うこととされている。なお、排出基準、改善命令等に関しては、法の規定が適用される。

注2) 法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

(1) 大気基準適用施設

法	平成12年度末の施設数	19,614
	平成13年度中の推移	
	設置届出[新設]	633
	使用届出[既設] ^{注3)}	656
	規制対象規模未満への変更届出 ^{注4)} 使用廃止届出 } [廃止等]	2,618
	平成13年度末の施設数(事業場数)	18,285 (14,187)
鉱山保安法等関係法令施設	平成13年度末の施設数(事業場数) ^{注5)}	30 (23)
計	平成13年度末の施設数(事業場数) ^{注6)}	18,315 (14,205)

注3) 既設の未届施設で、平成13年度に新たに届出がなされたもの。

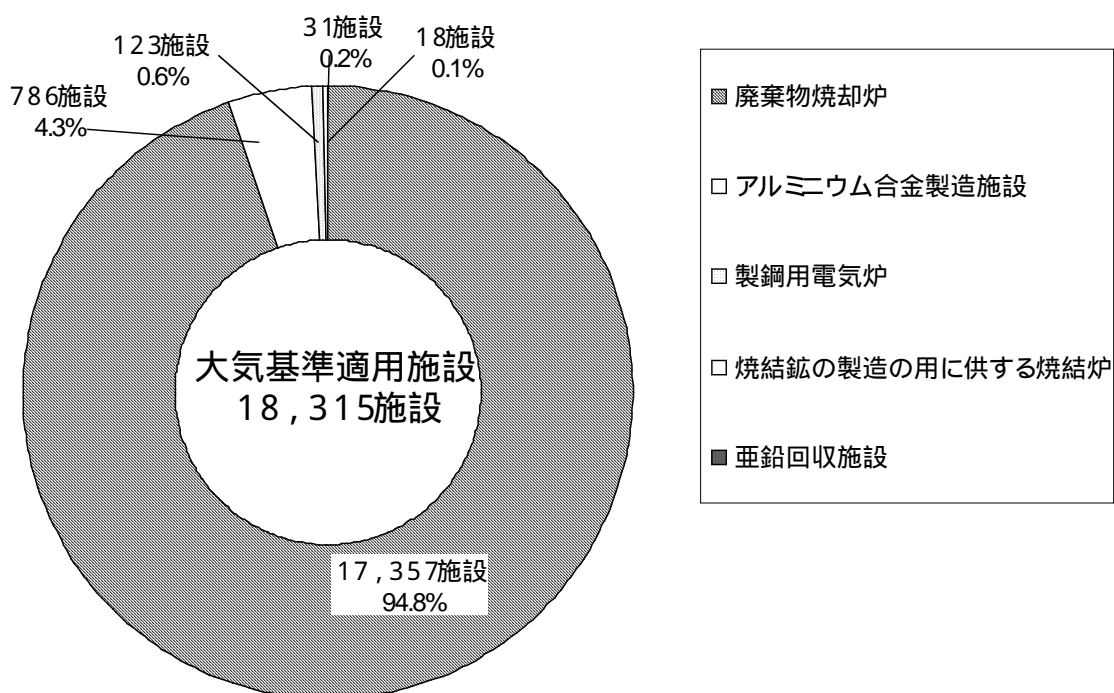
注4) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注5) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注6) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く17,357施設であり、全体の94.8%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設、製鋼用電気炉となっている。

大気基準適用施設の種別割合



(2) 水質基準対象施設

法 及 び 瀬 戸 内 海 法	平成12年度末の施設数	4,149
	平成13年度中の推移	
	設置届出・設置許可 [新設] ^{注7)}	205
	使用届出 [既設] ^{注8)}	113
	瀬戸内海法から法への移行 ^{注9)}	0
	法から瀬戸内海法への移行 ^{注9)}	0
	規制対象規模未満への 変更届出・変更許可 ^{注10)} } [廃止等] 使用廃止届出	228
	平成13年度末の施設数 (事業場数)	4,239 (2,337)
鋳 法 法	平成13年度末の施設数 (事業場数) ^{注11)}	14 (8)
計	平成13年度末の施設数 (事業場数) ^{注12)}	4,253 (2,343)

注7) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

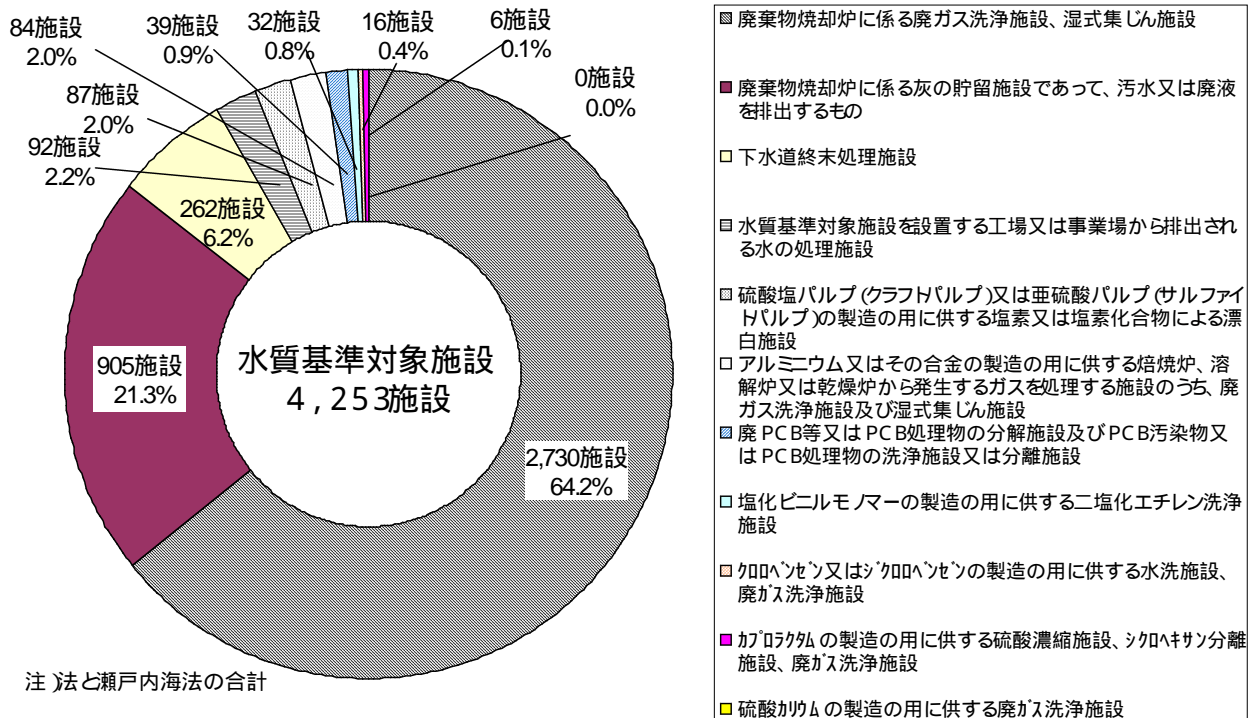
注8) 平成13年12月1日を施行日とする以下の水質基準対象施設の追加が行われた。なお、従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成13年度に新たに届出がなされたものを含む。

- ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- ・カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設

- 注9) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法・瀬戸内海法間で適用が変わったもの。
 注10) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。
 注11) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。
 注12) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が2,730施設、灰の貯留施設が905施設であり、合わせて、全体の85.5%を占めている。ついで、下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)となっている。

水質基準対象施設の種類の割合^{注)}



3. 特定施設に係る規制事務実施状況

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、全国で立入検査を実施した件数は、大気関係14,367件、水質関係2,189件であった。法に基づく命令が発令された件数は、後述のとおり排出基準を超過した施設等の設置者に対して大気関係12件、水質関係4件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係14,630件(口頭指導6,681件、文書指導7,949件)、水質関係568件(口頭指導403件、文書指導165件)であった。

都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定の結果排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設89件、水質基準適用事業場(水質基準対象施設が設

置されている特定事業場) 7件であり、うち、16件は命令措置(大気基準適用施設について改善命令10件、一時停止命令2件。水質基準適用事業場について改善命令3件、一時停止命令1件)が執られている。罰則適用事例はなかった。

4. 設置者による自主測定結果報告状況

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法に基づき毎年1回以上、排出ガス及び排水(廃棄物焼却炉では、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。)についてダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を都道府県知事又は政令市の長に報告しなければならないとされている。

この設置者による自主測定の結果については、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、全国で、大気基準適用施設で12,535件(報告対象施設数19,464)、水質基準適用事業場で748件(報告対象事業場数926)の報告がなされている。^{注13)}

自主測定結果の報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

注13)平成13年4月1日から平成14年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について自主測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

5. 土壌汚染対策の状況

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、1地方公共団体(東京都)で土壌汚染対策地域が指定され、同地域に対する土壌汚染対策計画が策定された。

6. 都道府県・政令市における条例制定状況

平成14年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている自治体はなかった。なお、8地方公共団体(岩手県・埼玉県・東京都・岐阜県・三重県・熊本県・川崎市・高知市)で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。